



H5 スイミング会員規約

本冊子は退会するまで大切に保管ください

- 1、 名称
本スクールはドルフィンスイミングスクールと称します。
- 2、 所在地
本スクールは岐阜市大蔵台 10 番 28 号に置きます。
- 3、 目的
本スクールは泳力向上のために専任コーチ制による技術指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深めていただき、水泳を通じて健全な心身の育成をし、地域社会での生き方や学び方を伝えるとともにスポーツの振興を図ることを目的とします。
- 4、 入会資格
本スクールに入会できる方は各コース別に定められた資格に該当し、本スクールの主旨に賛同したものとします。
- 5、 休館日
本スクールは年間 45 週制とし、定期休館及び改修工事その他、台風・大雪・地震等によるやむを得ない事由が発生した場合は休講とします。(原則として振替授業は行いません)
- 6、 入会手続
入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、所定の費用（入会金・年会費・初回月会費・スクール指定用品代）を納入していただきます。併せて、預金口座振替依頼書を提出していただきます。なお、虚偽の申請をした方には、入会又は会員資格の取り消しを行うことがあります。
- 7、 入会金
入会金は本スクールが別途定めた金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返金できません。また、本スクールの会員資格を失うまで有効とし、退会時には返金いたしません。
- 8、 月会費及び年会費
 - 1) 会員は月会費を 1 ヶ月ごとに納入していただきます。月会費等は毎月 27 日に当月分を口座振替により自動引落としいたします。
 - 2) 年会費（1 年間有効）は対象月に月会費と一緒に自動振替により口座引落としいたします。
- 9、 休会・退会
休会又は退会する方は、休会届・退会届用紙に必要事項を記入し、締切日までに受付に届け出をしてください。休会中は所定の費用を納入していただきます。
- 10、 会費等の不返還
一旦納入した会費等は、原則として理由の如何にかかわらず返金できません。
- 11、 月会費の滞納等
月会費が会員の帰責により口座から引落しができなかった場合には、手数料 550 円をお支払いいただくものとします。月会費を 3 か月以上滞納した会員は、会員資格を停止または喪失するものとします。その場合、未納分の会費はお支払いいただきます。また、事前に支払猶予の了承手続をとる場合の他、正当な理由がなくその納入を怠った場合は水泳の指導を停止され同時に会員の資格を失うものとします。



- 12、会員の遵守義務（会員は次の各号に定める事項を遵守していただきます）
- 1) 会員登録の際に届け出た氏名・住所・連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。
 - 2) 許可なしに、他の会員に広告物を配布、勧誘、物品の販売をしてはいけません。
 - 3) 撮影に関してはフロントにて『撮影許可』を申請し、許可証を携帯しなければならない。
カメラ付き携帯電話・スマートフォン等での撮影は一切できません。
 - 4) 愛玩動物、悪臭を発するもの、その他会員の安全を脅かすと認められる物品の持込を禁じます。
 - 5) 会員が本スクールの管理指導に従わない為におきた事故や盗難、破損等については、本スクールは損害賠償責任を一切負いません。
 - 6) 非常口を事前に確認し、地震、火災等の災害が発生した場合はスタッフの指示に従って冷静な行動に務めてください。
 - 7) 暴力団関係者及び刺青、TATOO のある方は施設への入場を断る場合があります。万が一、暴力団関係者と判明したときは契約を解除いたします。
- 13、会員資格の停止及び除名
義務を遵守しない会員については、本スクールの判断により、会員資格を停止又は除名することがあります。
- 14、個人情報保護
当スクールでは、利用者等の個人情報は当スクールのサービスを提供するためにスクール内及び当スクール運営会社であるドルフィン株式会社で活用することはありますが、本人の許可なく公開することはありません。
- 15、その他
この利用規則は、適時必要に応じて変更することがありますのでご了承ください。

※ 本規約は令和3年12月1日より適用するものとします。



重要事項説明書

- 1、 月会費について
毎月 27 日に当月分が口座振替により自動引落としとなります。
例) 4 月分会費・・・4 月 27 日に自動引落とし (27 日が銀行休業日の時は翌日)
※ 引落とし不能の場合、手数料 550 円を申し受けます。
※ 会費を 3 ヶ月以上滞納した場合、会員資格を停止または喪失することとします。その際、未納分の会費はお支払い頂きます。
- 2、 年会費について (1 年間有効)
入会月に月会費と一緒に口座振替にて自動引落としとなります。
※ 年会費 2,200 円 (口座振替)
- 3、 休会について (1 ヶ月単位で休む場合)
休会する際は、会員証を持参の上所定の休会届を本スクールが定めた締切日までに提出してください。
届出の提出期日は休会される月の 1 回目のレッスン日です。(お電話では受付することが出来ません)
※ 締切日以降は受付することが出来ません。
※ 休会費 1,100 円 (口座振替)
- 4、 退会について
退会する際は、会員証を持参の上所定の退会届を本スクールが定めた締切日までに提出してください。
届出の提出期日は日程表に記載されていますのでご確認ください。(お電話では受付することが出来ません)
※ 締切日以降は受付することが出来ません。
※ 退会届を提出されていない場合は、施設利用の有無にかかわらず月会費をお支払いいただきます。
- 5、 バス利用について
バスは定刻になり次第出発させていただきます。バス出発予定時刻前には待機しててください。なお、交通事情により遅れる場合がありますのでご了承ください。
- 6、 会費等の不返還について
会費等の日割り計算はできません。納付された会費等は返還されません。
- 7、 練習について
お子様の練習状況に関する質問は、電話にて承っております。
会員番号、氏名を告げてお問い合わせください。後ほど担当コーチより返答を差し上げます。
- 8、 欠席連絡について
レッスンをお休みする場合は、コーチ、バスの運転手に伝えますのでご連絡をお願いいたします。
クラス・会員番号・氏名・理由をお知らせください。(TEL 058-241-2323)
- 9、 早退について
レッスン早退をコーチに伝える場合は、レッスン開始時間前にフロントまでお知らせください。
- 10、 持ち物について
 - 1) 持ち物には必ず記名をお願いいたします。(靴の間違いも大変多いので記名をお願いします)
 - 2) 必要ない物は持って来ないよう保護者様はご注意ください。



11、会員証の取り扱いについて

会員証は毎回ご提出ください。お手紙など会員証を通してお渡ししておりますので、お出しにならないとお手元に届かない原因となります。

会員証をお忘れになられた時は、バスの運転手までお申し出ください。紛失した場合は再発行いたしますのでフロントにお知らせください。(再発行料 610 円)

※ 本重要事項説明書は令和 3 年 12 月 1 日より適用するものとします。